

60歳超え契約社員の社会保険の適用拡大について

16.9.12 N関労東京支部 調査・交渉

最賃引上げに伴う東京在勤の時給の引上げ

NTT-MEより、9月9日に「60歳超え契約社員の時給の引上げ」について、おおよそ以下の提案がありました。

1. 最賃制の改定に伴い、NTTの930円の時給が東京都のみ法律違反となるため、東京在勤者のみ時給を2円引上げ、932円とする。
2. 2016年10月1日より実施。

2円時給の引上げが、社会保険の支払い義務に明暗

同じ9月9日にNTT-MEより、「60歳超え契約社員社会保険の適用拡大」について、おおよそ以下の提案がありました。

1. 月額賃金が88,000円以上(通勤費、超勤手当、ボーナス等は含まない)の場合、社会保険料(NTT健保、厚生年金保険、NTT企業年金基金)の支払い義務が生じる。
 1. 月額賃金の換算算定式は以下のとおり。
$$\text{時給} \times \text{1日の所定時間} \times \text{21日} \times \text{週所定日数} \div 5$$

【東京在勤者】 $932 \times 7.5 \times 21 \times 3 \div 5 = 88,074$ 円

【東京以外】 $930 \times 7.5 \times 21 \times 3 \div 5 = 87,885$ 円
 2. よって、60歳超え契約社員のうち、時給932円の東京在勤者をはじめ、62歳以下の時給1,000円以上の労働者全員が、社会保険料の支払い義務が生じる。
(注) 来年4月より、60歳超え週3日勤務で時給950円となるため、全員が社会保険の支払い義務が生じる。
 3. これまで44年加入特例で定額部分の支給を受けていた人たちが、働き方は変わっていないのに、法律で10月1日からは月例賃金88,000円以上は社会保険の適用拡大によって、定額部分が支給されないことは大変な不利益になって

しまうので、定額部分は今までどおり支給する、支給停止を行わない。

4. なお、今年10月以降に、厚生年金加入が44年に達する人は、月例賃金が88,000円以上あると、定額部分の支給は受けられない。
5. 週3日勤務者はこの10月以降に週4日勤務等への「契約変更」はできるが、定額部分は支給されなくなる。

(注)

上記の4項、5項については、会社側の説明が不十分なため、厚労省年金課に直接問合せました。